一般財団法人 日欧産業協力センター　レポート

欧州グリーンディール
EU Policy Insights

VOL. 08

2021年11月30日号：EUの生物多様性戦略

日EUの産業協力促進の一環として、日本の視点でEUの政策情報を皆様に発信する「欧州グリーンディール・EU Policy Insights」。気候変動対策である欧州グリーンディールに焦点を当て、毎月最新情報をお伝えしています。

※緑太字下線の用語は、後半の用語解説に詳細を記載しています。

EUの生物多様性戦略

これまで本レポート連載では、欧州グリーンディールとそれに続くFit for 55政策パッケージを読み解くなかで、産業界への直接的な影響の大きいCBAM（炭素国境調整メカニズム）、EU排出枠取引（EU-ETS）、再エネ市場、運輸等産業セクターの排出削減等について順次取り上げてきた。今回は、欧州グリーンディールにおいて気候変動対策と並ぶもうひとつの重要な目標として位置づけられる、生物多様性の保護について解説したい。

欧州グリーンディールと生物多様性保護

欧州グリーンディールは気候変動対策という印象が強いかもしれないが、EUでは、気候変動は生物多様性危機や森林破壊、海洋汚染などと密接に結びついており、単独で取り組む問題ではない。守るべきは生態系（ecosystem）全体であり、気候変動と生物多様性は互いに補完しあう重要な要素と位置づけられている。

この意識は、欧州グリーンディールの欧州委員会コミュニケーション文書の序文にも明確に述べられており、グリーンディールが対応する課題は、気候変動問題と生物多様性の危機であるとされる。その上でEUは、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された**愛知目標**の達成状況の自己検証結果(*1)を踏まえ、域内での規制の導入が不十分であり愛知目標を達成できていないと自ら認め、自然環境はさらに悪化したと述べている。

「２０３０年欧州生物多様性戦略」

1. 背景

こうした課題への対応として、EUは、愛知目標の目標年である2020年の5月に「2030年生物多様性戦略（EU Biodiversity Strategy 2030）」（以下、生物多様性戦略）を発表した。生物多様性戦略は、今後10年間における欧州連合（EU）全体の生物多様性保護政策の基本指針を示し、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せるとともに、2050年までに世界の生態系を再生することを目標とする。同時に発表された「農場から食卓へ戦略(Farm to fork strategy)」と両輪で、EU における自然、フードシステム、生物多様性の新たなバランスを提示するものと位置づけられる。

政策の効果として、EUは、生物多様性保全の取り組みは、生態系の保護により、将来の人獣共通感染症の発生を防ぎ、感染症からの回復力を高めることが期待され、新型コロナウイルスのようなパンデミックに対して効果的だとしている。また、自然保護や有機農業、都市の緑化等の取り組みによる雇用機会の拡大、新たなビジネスや投資機会の創出などの経済効果も見込んでいる。

(*1) Mid-term review of the EU Biodiversity Strategy to 2020 (COM(2015) 478 and SWD(2015) 187); Fitness Check of the EU Nature Legislation (Birds and Habitats Directives) (SWD(2016) 472); Fitness Check of the EU Water Legislation (SWD(2019) 439).

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

「２０３０年欧州生物多様性戦略」（前ページより続き）

2. 主要な施策

①自然保護
欧州の陸と海において、EU域内の少なくともそれぞれ30%を保護区化。絶滅危惧種の生息域など、生物多様性の保護の観点から重要である地域に対しては厳格な保護を実施しつつ、既存の「Natura 2000」に指定された地域をベースに域内の自然保護地域を追加していく。

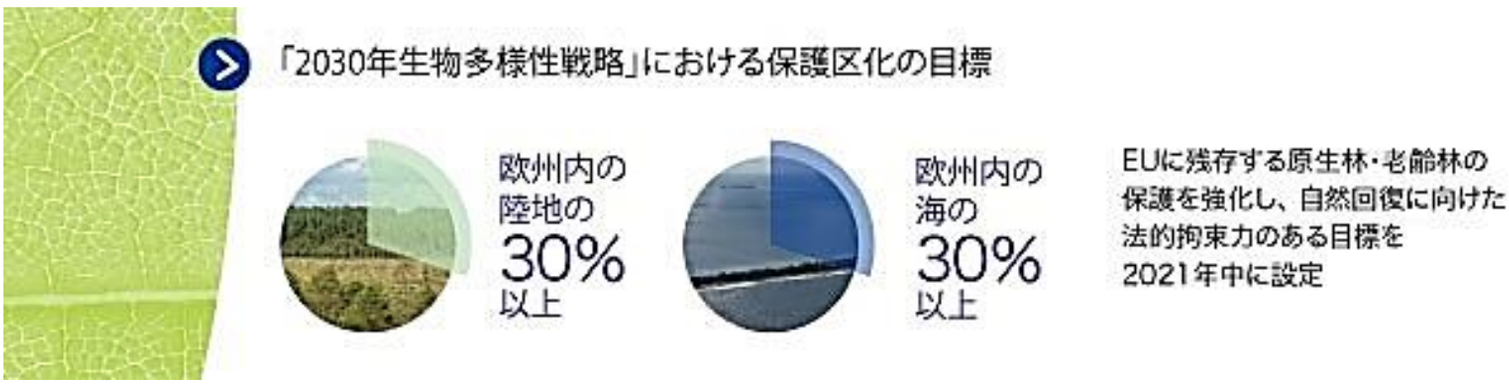

②生態系の再生
生物多様性戦略では、新たな「EU自然再生計画」の策定も提案され、拘束力のある目標を設定（下図）し、自然回復のための新たな法的枠組み案が検討されている。

3. 財源
「2030年生物多様性戦略」の実施には少なくとも年間200億ユーロ以上の予算が投入される見通し。また、EUの気候変動対策予算の約25%を「生物多様性と自然に基づく解決策」に投資することも定めている。

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

生物多様性戦略の具体策、「新・EU森林戦略」と森林破壊対策強化

欧州グリーンディールにおいてEUは、気候変動の影響で森林生態系への負荷が高まっていると指摘し、EUの気候中立目標達成のために森林地を質・量ともに改善しなければならないとしている。そのため生物多様性戦略を基に、欧州委員会は新たな森林戦略を策定するとともに、森林減少・森林劣化を引き起こさない製品の輸入やバリューチェーンを促進するなどの施策を講じることとなった(*2)。

これ以前にもEUは、生物多様性保全の取り組みの重要な一環として森林破壊を防止する規制を早くから導入している。2003年には「**森林法施行・ガバナンス・貿易（Forest Law Enforcement Governance and Trade＝FLEGT）行動計画**」を採択、違法伐採対策に本格的に取り組む姿勢を打ち出した。また、FLEGTの具体策のひとつとして、対外的には自主的二者間協定（Voluntary Partnership Agreement=VPA）を域外諸国と交渉（VPAとは合法性を証明された木材または木材製品のみをEUに輸入するライセンス制度）。さらに、2013年3月、EU市場における違法伐採材の取引を禁止する「EU木材規則（EU Timber Regulation）」が発効。EU木材規則は、EU国内の事業者（輸入者）およびトレーダーの活動を規制することにより、原産国での違法伐採や違法伐採木材の取引などの問題に対処している。

そして本年７月、Fit for 55政策パッケージ（2021年8月31日号レポート参照）発表の２日後、「新・ＥＵ森林戦略2030（New EU Forest Strategy for 2030）」を公表した。これはFit for 55の一環として、2013年に作成した「ＥＵ森林戦略」の全面的な見直しを行ったもので、2030年に向けて木材製品利用の長寿命化や30億本の植樹などに取り組む目標を掲げている。新・EU森林戦略はEUの生物多様性戦略のみならず、Fit for 55の一部である再生可能エネルギー指令（REDⅢ）(*3)とも極めて密接な関係を持っている。（REDIIIは、森林バイオマスの持続可能性基準強化、森林バイオマスのエネルギー利用により木材市場を不当にゆがめることや、生物多様性を害する影響の最小化を規定）。

EU森林戦略を具体的な規制に落とし込んだ提案のひとつが11月17日に欧州委員会が発表した「森林減少（deforestation）と森林劣化（forest degradation）に関連する商品・製品のEU域内市場での流通ならびに域外への輸出に関する規則案(*4)」である。この規則案は、商品作物用の農地拡大が森林減少・劣化の主な要因であるとし、世界の森林減少を引き起こしているとされる**森林リスク商品（forest-risk commodities）**（現時点では、大豆、畜牛、パーム油、木材、コーヒー、カカオの６品目）を対象とし、これら対象産品をEU市場に供給する事業者（OperatorsおよびTraders）にデュー・ディリジェンス義務を課すもの。これら対象産品から作られる牛肉、皮革、チョコレート、大豆油、木製家具など二次産品も対象とされる。「森林」が主題であるが、これまでの森林政策を拡張し、木材や製紙業界にとどまらない幅広い影響が予想される。EUの生物多様性保護政策がどのように具体的な規制に展開されていくかを示す最近の事例として注目に値する。

森林保護については、グリーンディール関連政策の中でもどちらかといえば産業政策というより環境目標と捉える向きが多いかもしれない。しかし今回の規則案は、該当する製品群とそのサプライチェーン全体を対象とするものであり、規則案が課そうとする報告義務やデュー・ディリジェンス義務は当該製品をEUに輸出するメーカー、商社等にも影響が及ぶと予想される。さらに、対象産品の範囲拡大の可能性に加え、基準やルールの世界化が得意なEUの動きはグローバルな規制の行方に強い影響力を持つことから、木材・製紙業界に限らず、フォローしておきたいテーマである。COP26でも森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減（**REDD＋**）が主要な議題となったのは記憶に新しい。

(*2) An EU Legal Framework To Halt And Reverse EU-Driven Global Deforestation. February 2021.
(*3) COM(2021) 557 final. Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive (EU) 2018/2001 of the European Parliament and of the Council, Regulation (EU) 2018/1999 of the European Parliament and of the Council and Directive 98/70/EC of the European Parliament and of the Council as regards the promotion of energy from renewable sources, and repealing Council Directive (EU) 2015/652
(*4) COM(2021) 706 final. Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the making available on the Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

企業経営において重要性を増す生物多様性

世界的にも生物多様性は気候変動と並ぶ地球規模の環境リスクという意識がますます高まっている。

10月に中国の昆明で開催された国連の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では「昆明宣言」が採択された。ここでもEUの生物多様性戦略が話し合われ、愛知目標よりも踏み込んだ目標が必要という議論が高まった結果、昆明宣言には「遅くとも2030年までに、生物多様性を確実に回復軌道に乗せる」と明記された。来年春の次回会合で、ポスト愛知目標となる新しい枠組みの採択を目指す。10月31日から11月13日にかけてイギリス・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）でも生物多様性や「**自然資本**」が大きく取り上げられた。

企業にとっても生物多様性はますます無視できないテーマになるだろう。気候変動・脱炭素については日本でも企業の存続に関わる問題という理解が浸透し、菅前首相の強力な脱炭素リーダーシップのもと企業の脱炭素への意識は急速に高まった。同じように、企業は生物多様性保護の要請の高まりに対応することが今後一層求められるようになるだろう。

日本では、環境省を中心に早くから生物多様性に取り組んでおり、１９９５年には最初の生物多様性国家戦略を策定した。これまでに４度の見直しを行い、2020年から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を開始している。さらに、企業の参画を促すため「企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」(*5)が設立され、生物多様性の保全と生物資源の持続的な利用について約５０社の会員企業が共同研究を行うなど先行している企業も多い。また、経団連のアンケート調査(*6)によれば、日本経済界の**生物多様性の主流化**は、愛知目標採択以前の2009年度と比べて、この10年間で大幅に進展しているという。生物多様性民間参画パートナーシップ(JBBP)企業の会員企業を中心に、経営方針に「生物多様性保全」の概念を取り入れている日本企業も増えており、アンケート回答企業340社のうちの255社（75%）と2009年度比で約２倍に増加した。

とはいえ、直接的に事業機会につながる低炭素・脱炭素技術開発など気候変動対策とは違い、生物多様性については今のところまだ事業戦略に深刻な影響を与えるテーマと捉える向きは少ないのではないだろうか。上述の経団連アンケート調査結果にもそれが表れており、企業が考える生物多様性主流化の阻害要因はなにかという問いに対し、上位回答は以下のような結果であった。

1.「目標・指標の設定､定量化・経済的評価が困難」が64%（218社）
2.「配慮や活動が事業の利益に結びつきにくい」が51%（174社）
3.「本業との関連性が低い」が34%（116社）

しかし、企業行動に具体的な変革を迫る動きはすでに始まっている。生物多様化リスクの計量化分析手法の開発も徐々に進んでいる。気候変動分野では、世界の金融当局が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に沿った開示が国際的に広がり、企業は気候変動リスクの把握と開示が求められるようになった。同様の動きが生物多様性についても進行している。欧米では生物多様性保護を事業戦略に盛り込む企業が増加。６月には欧州の金融機関等が中心になって「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」が設立され、23年中に生物多様性が企業財務に与える影響を分析・開示する枠組みをつくる方針を打ち出した。ESGの観点からも金融機関などの投融資基準に採用され、気候変動対策と同様の流れが形成されつつある。

(*5) https://jbib.org/
(*6) 生物多様性に関するアンケート－自然の恵みと事業活動の関係調査－2019年度調査結果（経団連）
https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/014.html

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

生物多様性でもEUルールの世界化が進む

上述のようにEUは、生物多様性戦略を中心とする戦略・政策・規制を立て続けに提案・策定している。EU内の取組みにとどまらず、生物多様性の分野において国際的にも情報発信と組織化を強力に推進している。一例を挙げると、

■COP15に向けて、生物多様性の保護に関する意識を高めるための広報キャンペーン「Global Coalition United for Biodiversity」を開始、すでに世界50カ国と250以上の機関が参加。

■2020年9月の国連生物多様性サミットで発表された国際イニシアティブ「リーダーによる自然への誓約（Leaders' Pledge for Nature）」に当初から参加。ウルズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、2030年までに生物多様性の損失と生態系の劣化を食い止め、回復させることを約束（2021年10月までに世界の80カ国以上の首脳が参加を表明）

■欧州委員会は、2030年までに陸と海の少なくとも30%を保全するという目標を掲げる、政府間連合「自然と人々のための高い野心連合（High Ambition Coalition (HAC) for Nature and People）」にも参画し議論をリードしている(*7)。

気候変動と同時並行で、生物多様性の分野でもEUルールの世界化をすすめるEU。「カーボンニュートラル」に続き、経済・企業活動が生物多様性や生態系保全に良い影響を与える「**ネイチャーポジティブ**」(*8)の取組みが広く企業行動に求められる日はそう遠くないかもしれない。

(*7)
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_891
(*8) "The Future of Nature and Business", World Economic Forum
https://www.weforum.org/reports/new-nature-economy-report-ii-the-future-of-nature-and-business

コラム　　生物多様性とワイン　～フランスと日本～

美しく手入れされた芝生の庭に囲まれたシャトー。その周りに見渡す限りのワインぶどう畑が広がり、遮るものはない。数キロにわたり整然と連なる真っ直ぐな垣根栽培のブドウ樹は、高級ワインをつくり出すという限られた種類のブドウ品種のみが等間隔で植わる―

いかにも美味しいワインの宣伝文句のようだが、フランスでは長年、ワインぶどう畑における生物多様性の喪失が問題となってきた。たとえばボルドーでは各シャトーが数百ヘクタールという広大な所有地にいわゆるボルドー品種のみを栽培し、収穫量を厳格にコントロール。効率的な農薬散布・機械収穫等のために農地は大規模であることが求められ森林を伐採し開拓した土地に、ぶどうの病害虫を防ぐため大量の銅や硫黄、殺菌・殺虫剤を機械散布し、痩せた農地に化学肥料を使用してきた。ヨーロッパ最大の農薬消費国であるフランス（Eurostat統計(*9)）においては、特にボルドー地方とシャンパーニュ地方が最大の農薬消費地として長年生態系への悪影響が指摘されてきた。

近年の生物多様化と生態系保護を求める世論を背景に、そのワイン業界にも変革の波が押し寄せている。フランスでは2011年に環境認証全国委員会（CNCE)が発足し、3段階の環境認証が制定された。このうち最も高いレベル３の認証であるLa Haute Valeur Environnementale （HVE）(*10)は、生物多様性の保護、殺菌・殺虫剤など農薬散布の管理、施肥管理、水質管理などの条件を定めた。

(*9) https://ec.europa.eu/eurostat/web/products-eurostat-news/-/DDN-20200603-1
(*10) https://agriculture.gouv.fr/mots-cles/hve（Ministere de l'Agriculture et de l'Alimentation)

■本レポートへのご意見、取り上げて欲しいトピックなどお知らせください。
■本レポートの定期配信をご希望の方はお申し込みください。
■日欧産業協力センターによるEUとの産業交流機会やセミナー情報等
　各種ご案内もお送りする場合があります。
■配信希望およびお問い合わせ先　E-MAIL：eujp-info@eu-japan.or.jp

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

コラム　　生物多様性とワイン　～フランスと日本～　前ページから続き

ワイナリー業界が大きく動いたのは2018年。環境に配慮した持続可能で安全な食品の提供を促進するため「安全で持続的な農業と食品分野における取引関係の均衡のための法」（通称EGalim Law）(*11)が制定されたことで、格付（AOC、IGP）をもつワイン生産者のHVE取得が一気に加速。わずか3年で約１万５千件に達した（2021年7月時点。農業全体では約2万件）。このように国内の認証制度を確立したフランスは、いまや生物多様性保護の世界的先駆者としてその活動内容を世界に向けて情報発信し、品質のみではない環境保全重視のブランド強化政策に国をあげて取り組んでいる。

翻って日本。我が国の多くの農村は、農地やそこに暮らす人々の民家、ため池、樹林地、草原など多様な自然環境が共存し、また、さまざまな動植物の生息・生育場所として日本列島の自然を豊かにしている。このような里地里山の風景はそこで暮らす我々日本人にはどこか当たり前のように感じられ、殊更に生物多様性を意識したり発信することは少ないかもしれない。

フランスとは規模が違うが、日本にも各地で個性的なワインを醸すワイナリーが増え、直近の調査では全国で３６９軒あるという(*12)。多くは地方の里地里山にあり、ぶどう畑の周りは田んぼや畑、雑木林、草原などがモザイク状に取り囲むという生物多様性に溢れた里山ヴィンヤードの風景が広がっている。そんな日本独特のテロワール(*13)で作られた日本ワインは和食にも合うだけでなく、近年、国際的なコンクールで受賞するなど品質の向上が著しい。国内外での注目の高まりを受けて、国税庁や農林水産省では日本ワインの海外輸出振興にも取り組んでいる。

クリスマスや年末年始に向けて、自宅でワインを楽しむ方もおられるかもしれない。世界の、そして身近な生物多様性に思いを馳せながら味わえば、いつもとはまた違ったワインのアロマが楽しめるのではなかろうか。

(*11) https://agriculture.gouv.fr/mots-cles/egalim (Ministere de l'Agriculture et de l'Alimentation)
(*12) 2020年1月1日時点（令和3年10月国税庁発表の酒類製造業及び酒類卸売業の概況より）
(*13) テロワールは，本来は土壌を意味するフランス語の言葉で，ワインの官能的特徴に影響を与える産地の様々な自然的要因（地質・土壌，気候，地形など）や人的要因（ブドウ栽培やワイン醸造の方法など）を表す言葉として用いられている。（児玉徹（2020）「地理的表示はワインのテロワールを保証するのか ～法政策、科学、そして「創られた伝統」の相克の間で～」流通大学論集, 55(2), 39-64.）

見渡す限りのワインぶどう畑とシャトー
（フランス、ボルドー地方）

美しい里山風景に佇むワインぶどう畑
（長野県高山村）

文責：一般財団法人 日欧産業協力センター　主席研究員　新開 裕子
※本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、弊センターの公式見解ではありません。

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

ここでは、本文中に登場した用語を解説します。
グリーンディールや欧州委員会について、
わかりやすく紐解きます。

愛知目標（Aichi Biodiversity Targets）

2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「生物多様性戦略計画2011-2020」においてまとめられた、生物多様性を保全するための国際的な目標のこと。長期目標、中期目標、および20の個別目標からなる（図参照）。各国はこれらの目標達成に向け必要に応じ国別目標を設定し、国内の生物多様性国家戦略に組み込んでいくことが求められていた。2020年に発表された最終評価では、60に分解した要素のうち達成されたと判断されたのは、陸と海の保護地域面積、国家戦略策定、科学技術増大などの1割程度であった。

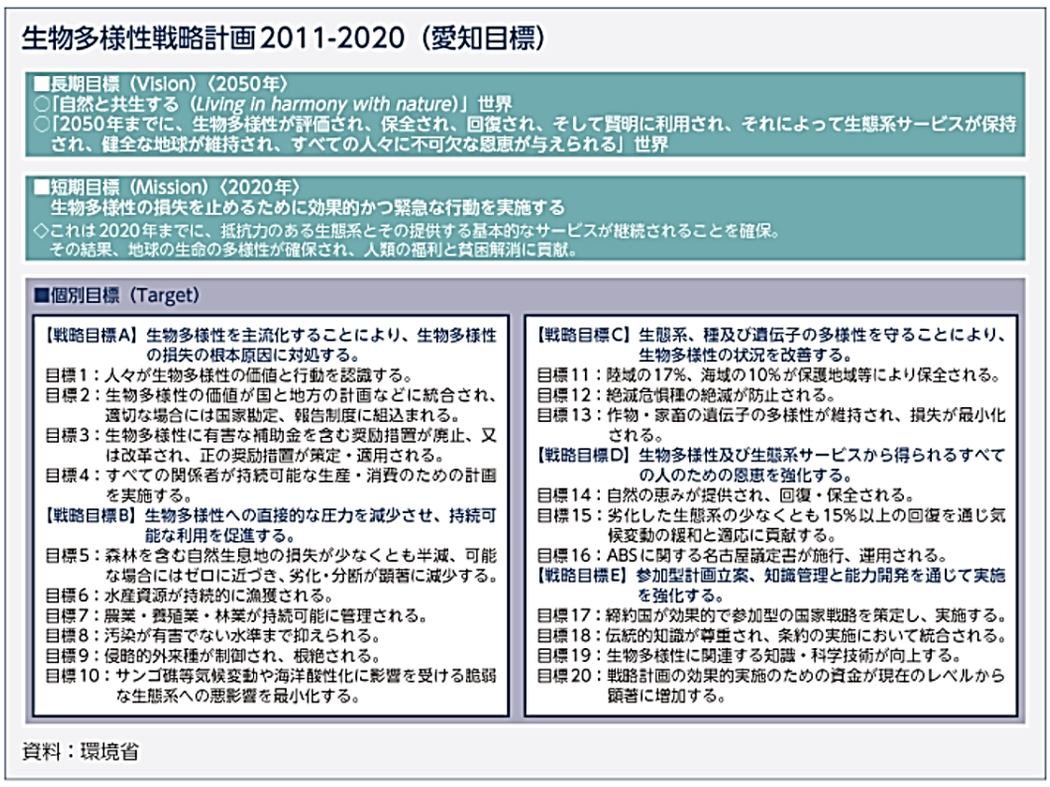

（出典：環境省「平成25年版　図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書　状況第1部第2章第4節 自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会を目指して」）

Natura 2000

希少な自然生息地や、希少種・絶滅危惧種の繁殖地および休息地を長期的に保護するためのEU域内ネットワーク。1992年に発効した「生息地指令」(Habitats Directive）により設置された。全てのEU加盟国にまたがって域内の陸上の約18%、海洋の約8%が保護区に指定されている。保護区は私有地の割合が高く人の活動も厳しくは制限されていないが、加盟国は保護地区を生態学的、経済的に持続可能な形で用いる義務がある。

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

欧州グリーンディール　EU Policy Insights

森林法施行・ガバナンス・貿易（Forest Law Enforcement Governance and Trade＝FLEGT）行動計画

持続可能かつ合法的な森林管理の強化やガバナンスの強化、合法的に生産された木材の取引促進を通して違法伐採を減らすことを目的に2003年に策定された行動計画。ここでの違法伐採は法に反して木材を伐採、加工、輸送、売買すること全般を指している。違法伐採は環境面で森林破壊や生物多様性の損失、温室効果ガスの排出等の悪影響を与えるのみならず、地域住民と先住民間の紛争、汚職、人権侵害、貧困の悪化などの原因ともなっている。

森林リスク商品（forest-risk commodities）

グローバルに取引される商品および原材料の中で森林破壊や劣化との関連が指摘されている商品のこと。本文で解説したEUの政策では大豆、牛、パーム油、木材、コーヒー、カカオの６品目を対象としているが、他にもパルプや紙、ゴム、トウモロコシ等が検討対象とされた。

REDD＋（Reduced Emissions from Deforestation and forest Degradation-plus）

森林減少・劣化の抑制や、森林保全によって温室効果ガス排出削減および森林炭素蓄積を増加させる取組全般のこと。狭義には途上国が自国の森林を保全・回復する活動に対し、先進国が経済的な利益を提供するメカニズムのこと。2013年のCOP19で採択され、気候変動枠組条約下での途上国の森林からの温室効果ガスの排出削減のために創設された。

自然資本（Natural capital）

自然資本とは、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）のこと。自然環境を社会経済を支える資本として位置付ける考え方であり、特に国家運営や企業経営において自然資本の適切な価値評価や管理の取組が求められるようになっている。

生物多様性の主流化（Biodiversity mainstreaming）

生物多様性に配慮した社会経済への転換を目的とし、地球規模から市民生活のレベルまでのさまざまな社会経済活動の中に生物多様性の保全と持続可能な利用を組み込むこと。愛知目標の戦略目標Aに掲げられており、日本の「生物多様性国家戦略2012-2020」では、自治体、事業者、国民など様々な主体の意思決定や行動に生物多様性の重要性が反映されることを目指している。

ネイチャーポジティブ（Nature positive）

生物多様性の保全の文脈において、自然を優先する、増やす、自然破壊に歯止めをかけ損失をプラスに転じさせることなどを意味する言葉。ネイチャーポジティブを求める機運は近年特に高まっており、多数国の首脳による「リーダーによる自然への誓約（Leaders' Pledge for Nature）」に加え、多くの科学者や企業による呼びかけがなされている。自然損失の約80%の原因となっている3つの経済システム（食料、インフラ、エネルギー）の変革により、10兆ドルのビジネスチャンスが引き出せるとの指摘もある（World Economic Forum）。

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.

【参考資料】

森林減少と森林劣化に関連する商品・製品のEU域内市場での流通ならびに域外への輸出に関する規則案（概要）
Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the making available on the Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010
（COM(2021) 706 final）

■規制対象者
「Operators」：対象産品をEU域内で販売またはEU域外に輸出する、企業または個人の事業者
「Traders」：すでにEUに供給された対象産品を売買する、企業または個人の流通業者

基本的にはEU域内の事業者を対象とした規則だが、対象産品の生産者は、域外の生産者を含め、当該製品がEU域内で流通される場合は本規則案に基づく様々な要件を満たす必要がある点に注意が必要。

■規制の仕組み
対象事業者は、対象産品をEU市場へ供給する前に以下を確認しなければならない。

① 当該産品が2020年12月31日以降の森林減少によって開発された農地で生産されたものではないこと（deforestation-free）

② 生産国の関連法令に則って生産されたものであること

③ 本規則案に基づき設置される情報システムを通じてデュー・ディリジェンス報告書を届け出ていること

■規制対象者のデュー・ディリジェンス義務
対象となる事業者は、以下に定める包括的なデュー・ディリジェンスプロセスを整備していることが必要となる。

デュー・ディリジェンスの３つの柱：

①情報収集
対象事業者は、対象産品が「deforestation-free」かつ生産国の国内法令を遵守して生産されたことを示す情報を収集し、また、生産されたすべての土地の緯度・経度を含む位置情報や生産日時等に関する詳細情報を得なければならない。

②リスク評価
事業者は上記情報に基づき、本規則の定めるリスク査定基準に則ってリスクを検証・分析する義務を負う。

③リスク回避
リスク評価の結果、当該対象産品が「deforestation-free」ではない、または、法令遵守していないという無視できないリスクを確認した場合、そのリスクを緩和するための措置を講じる（供給業者に対し追加情報および確認を求めるなど）

デュー・ディリジェンスを完了することができない場合、当該対象産品をEU域内に供給することができない。本規則案の監督当局は各加盟国に設置され、対象事業者の義務履行の確認や対象産品が要件に合致しているか等の検査を実施する。

（参考）先行するイギリスの取り組み

イギリスでは森林リスク商品のデュー・ディリジェンスの法制化を現在検討中。違法な森林破壊に対処するために、環境法案を通じて法律を制定しようとしている。提案されているアプローチは、「森林リスク」商品や大規模な森林破壊を引き起こす商品を大企業が使用することを禁止しようとするものである。これにより、サプライチェーンにおける違法な森林破壊のリスクについて、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスと公的報告を義務付けることになる。独立機関として２０１９年に設立されたGlobal Resource Initiativeが提言書をまとめ政府に提出。パブコメでは約６．４万件のレスポンスがあり、そのうち９９%以上が森林減少を防ぐ規制の導入に賛成。COP26後の 2022 年初めに必要な二次法が採択される予定。（OECDのPolicy Trends in Environmental Due Diligenceより）

一般財団法人日欧産業協力センター
EU-Japan Centre for Industrial Cooperation
〒108-0072東京都港区白金1-27-6
白金高輪ステーションビル4階
TEL: 03-6408-0281 FAX: 03-6408-0283
E-MAIL：eujp-info@eu-japan.or.jp

Copyright © 2021 EU-Japan Centre for Industrial Cooperation All Rights Reserved.